

議 事 録

会 議 名	平成25年 第12回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成25年12月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男 会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務 2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔 5番 藤井 彰 4番 石黒 明 7番 木村長茂		合計8名
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：中野秀 主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成25年第12回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名全員でありますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、5番藤井委員と6番の脇委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号45号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号45号を朗読) 当案件は、位置図にあるとおり倉見の農業振興地域の農用地以外の農地です。地目は田ですが現況は耕作されていない畑です。譲受人は当該地の北向かいの814-4にある作業所と事務所で自動車を販売、板金塗装などをする会社を営んでいます。現在使用している販売用車両の保管場所は、あちこちに点在しているため、今回の申請地に一括保管し、利便性を向上させるもので、普通車で40～50台分を駐車するものです。立地基準は第3種農地で東側の道路向かいの市街化区域に隣接しております。南隣の田との境界は土留めをするなど、周辺の農地への影響はないと考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：現地について、以前は田でしたが3年ほど前に農地造成が承認され、畑として除草などの管理はされていましたが、作付けは一度もなく今回の転用となっています。今後の課題となるかと思われます</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>5 番：事務局としての見解はどうか。</p> <p>事務局：造成については要綱に基づき実施されており、今回の転用も手続き上は問題がないが、今後の検討事項とさせていただきます。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号45号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第2、農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について、報告番号106号、続いて日程第3、農地法4条第1項第7号の規定による転用届出</p>		

	<p>について、報告番号107号、108号の2件、日程第4、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号109号から113号の5件を一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号106～113号を朗読) いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。 (特になし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項については了承されたこととします。最後にその他審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、平成25年第12回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成25年第12回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 藤井 彰 議事録署名人(6番) 脇 文亮

本議事録は、平成26年 1月29日、承認・署名を得て確定しました。